

公益財団法人全日本剣道連盟 綱紀違反行為及び処分等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人全日本剣道連盟定款（以下「定款」という。）に基づき、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の会員、称号・段級位保有者又は役職員等の綱紀違反行為とそれに対する処分等について必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の権限と職務代行)

第2条 本規則が定める全剣連会長（以下「会長」という。）の権限及び責務については、会長に事故等があるか職務執行が著しく困難である場合、又は綱紀審査の対象が会長自身である場合には、定款第40条第2項が定める全剣連理事会議長代行順位に従って、会長の職務を代行する者がそれを行うものとする。

(綱紀委員会の組織等)

第3条 定款第58条に基づいて設置される綱紀委員会の組織等は次のとおりとする。

- 1 綱紀委員会は、全ての綱紀委員で組織する。
- 2 綱紀委員は、5人以内とし、会長が理事会の決議によって委嘱する。
- 3 会長は、綱紀委員の中から委員長を指名するものとする。綱紀委員会の議長は、委員長とする。
- 4 綱紀委員の任期は、委嘱の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した綱紀委員の補欠として選任された綱紀委員の任期は、退任した綱紀委員の任期が満了する時までとする。
- 5 綱紀委員は、任期満了後においても、後任の綱紀委員が就任するまでの間は、なお綱紀委員として職務を行うものとする。
- 6 綱紀委員は、再任を妨げない。
- 7 綱紀審査の対象者が綱紀委員自身である場合には、当該審査において、その者は審査及び意見書作成に関与することができない。

(事務局)

第4条 綱紀委員会の運営に係る事務は、全剣連の事務局が処理する。

(諮問等予備審査会及び外部調査委員会)

第5条

- 1 会長の綱紀委員会に対する諮問の要否の審査及び本規則が定めるその他の任務を行うため、全剣連に、諮問等予備審査会（以下「予備審」という。）を置く。予備審は、全剣連の専務理事、綱紀委員会担当の業務執行理事及び外部有識者を含む会長が指名する者若干名（現に綱紀委員である者を除く。）で組織し、その事務は全剣連の事務局が処理する。予備審の議長は、専務理事とする。これらの者に事故等があるか職務執行が著しく困難である場合、又は綱紀審査の対象がこれらの者自身である場合には、会長が指名する者がその任務を行うものとする。

- 2 公益財団法人全日本剣道連盟倫理規程（以下「倫理規程」という。）及び公益財団法人全日本剣道連盟倫理委員会規程（以下「倫理委員会規程」という。）に基づき、役職員等による定款、公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン（以下「倫理に関するガイドライン」という。）及びその他の規則等に違反する行為の事実確認等のために設置される外部調査委員会の組織については、倫理委員会規程が定めるところによる。外部調査委員会が事実確認等を行う審査手続や、事案が本規則の定める綱紀違反行為に該当する可能性がある場合の会長に対する意見具申の手続等については、倫理規程及び倫理委員会規程によるほか、本規則が定めるところによる。

第2章 綱紀違反行為及び処分等

（個人会員及び称号・段級位保有者の綱紀違反行為及び処分等）

第6条

- 1 全剣連の個人会員（公益財団法人全日本剣道連盟会員規則（以下「会員規則」という。）第4条に基づく「特別個人会員」又は「一般個人会員」をいう。）、又は称号・段級位の保有者は、次の各号の一に該当する綱紀違反行為（刑法法令に違反する行為及び会員規則第5条第1項の規定に違反する行為を含む。以下「個人違反行為」という。）をしてはならない。
 - ① 定款、倫理に関するガイドラインその他全剣連の規則・規程に違反する行為（試合・審判規則等に定める競技に関する規則違反を除く。）
 - ② 全剣連の名誉を傷つけ、又は全剣連の目的に反する行為
 - ③ その他全剣連の個人会員又は称号・段級位の保有者として不適当と認められる行為
- 2 個人会員による個人違反行為に対する綱紀処分は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 称号・段級位の停止処分
 - ② 称号・段級位の自主返上勧告処分
 - ③ 称号・段級位の返上処分（前号の処分を除く。）
 - ④ 称号・段級位の剥奪処分
 - ⑤ 個人会員資格の停止処分
 - ⑥ 個人会員資格の自主返上勧告処分
 - ⑦ 個人会員資格の返上処分（前号の処分を除く。）
 - ⑧ 個人会員の除名処分（個人会員資格の剥奪処分をいう。）
 - ⑨ 口頭又は文書による厳重注意処分
 - ⑩ 前各号に付随し又は関連する処分
- 3 前項第2号及び第6号の自主返上勧告処分については、返上の期限を定めるものとし、その処分を受けた者が期限内に自主返上を行わなかった場合には、自主返上勧告処分を返上処分とみなす。
- 4 第2項第5号から第8号によって個人会員資格を停止され又は喪失した被審査者は、その所属する団体会員における会員資格も停止され、又は喪失する。会員資格の停止期間が満了したとき又は本規則第4章による復活等決定の方法による場合を除き、いずれの団体会員の会員となることも認め

られない。

- 5 第2項の処分における権利の制限又は剥奪の範囲等については次のとおりとする。

① 同項第1号から第4号までの称号・段級位の停止処分、自主返上勧告処分、返上処分及び剥奪処分は、処分時点で個人会員が保有する最高の称号・段級位の停止、返上又は剥奪（以下「停止等」という。）を原則とし、全ての称号・段級位の停止等を行う場合は、処分においてその旨を明示する。

② 同項第5号から第8号までの個人会員資格の停止処分、自主返上勧告処分、返上処分及び除名処分は、称号・段級位の停止等を含むものとする。この場合、停止等の範囲については前号の規定を準用する。

- 6 個人会員資格を有していた者が個人違反行為を行った後、綱紀処分を受ける前に退会した場合において、第2項第5号及び第8号の会員資格に関する処分は、会員資格登録の停止（第5号）及び登録の禁止（第8号）と読み替える。

- 7 個人会員資格を有しない称号・段級位の保有者による個人違反行為が、次のいずれかに該当し、称号・段級位の保有者としてふさわしくなく、それを認めることが全剣連の名誉、権威、秩序、運営に支障をもたらすと判断される場合においては、称号・段級位の停止等及び会員資格登録の禁止又は停止を行うことができる。

① 重大又は悪質な行為により有罪の裁判が確定した場合

② 剣道の稽古、指導、試合、剣道団体の行事等において違法又は不適切な行為を行った場合

- 8 第2項第1号及び第5号の処分においては、無期又は有期の停止期間を定めなければならない。有期は1年以上10年以下とする。

- 9 第2項第1号から第8号までの処分については、会長は、当該処分後1年以上5年以下の期間を定め、その執行を猶予することができる。ただし、当該執行猶予期間中に限り、処分後の情状等を踏まえ、執行猶予を取り消して当該処分を執行することができる。

- 10 第2項第1号から第8号までの処分については、会長は、処分後1年以上の期間を定め、本規則第4章による復活等決定の申立を禁止することができる。

- 11 第2項第10号の処分には、訓戒処分、称号・段級位証書の返還命令等を含むものとする。

（団体会員の綱紀違反行為及び処分等）

第7条

- 1 全剣連の団体会員は、次の各号の一に該当する綱紀違反行為（刑罰法令に違反する行為及び会員規則第3条の規定に違反する行為を含む。以下「団体違反行為」という。）をしてはならない。

① 定款その他全剣連の規則・規程に違反する行為

② 全剣連の名誉を傷つけ、又は全剣連の目的に反する行為

③ 全剣連の会費を2年以上滞納する行為

④ その他全剣連の団体会員として不適当と認められる行為

- 2 団体違反行為に対する綱紀処分は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 団体会員資格の停止処分
 - ② 団体会員資格の自主返上勧告処分
 - ③ 団体会員資格の返上処分（前号の処分を除く。）
 - ④ 団体会員の除名処分（団体会員資格の剥奪処分をいう。）
 - ⑤ 口頭又は文書による嚴重注意処分
 - ⑥ 前各号に付随し又は関連する処分
- 3 前項第1号の処分においては、無期又は有期の停止期間を定めなければならない。有期は1年以上10年以下とする。
- 4 第2項第2号の処分については、前条第3項の規定を準用する。
- 5 第2項第1号から第4号までの処分については、会長は、当該処分後1年以上5年以下の期間を定め、その執行を猶予することができる。ただし、当該執行猶予期間中に限り、処分後の情状等を踏まえ、執行猶予を取り消して当該処分を執行することができる。
- 6 第2項第1号から第4号までの処分については、会長は、処分後1年以上の期間を定め、本規則第4章による復活等決定の申立を禁止することができる。
- 7 第2項第6号の処分には、訓戒処分を含むものとする。
(役職員等の綱紀違反行為及び処分等)

第8条

- 1 倫理規程第2条が定める全剣連の役職員等（評議員、役員、顧問、相談役、審議員、参与、名誉役員及び専門委員会委員その他会長が委嘱した委員会委員並びに職員をいう。）は、次の各号の一に該当する綱紀違反行為（刑法法令に違反する行為及び会員規則第5条第1項の規定に違反する行為を含む。以下「役職員等違反行為」という。）をしてはならない。
 - ① 定款、倫理に関するガイドラインその他全剣連規則・規定に違反する行為（試合・審判規則等に定める競技に関する規則違反を除く。）。
 - ② 全剣連の名誉を傷つけ、又は全剣連の目的に反する行為
 - ③ その他全剣連の役職員等として不相当と認められる行為
- 2 役職員等違反行為に対する綱紀処分は、役員等については次の各号に掲げるとおりとする。職員については就業規則による。
 - ① 評議員会に対する評議員、理事又は監事の解任勧告処分。その他の役職員等については、任命権者に対する解任勧告処分
 - ② 対象者が有する全ての役職の辞任勧告処分
 - ③ 特定の役職の辞任勧告処分
 - ④ 全て又は特定の役職に係る職務執行停止処分（職務執行停止期間は3カ月以上とする。）
 - ⑤ 口頭又は文書による嚴重注意処分
- 3 役職員等による行為が個人違反行為にも該当する場合には、前項各号に加えて、第6条第2項各号又は第7項の綱紀処分を行うことができる。
- 4 全剣連の役職員等は、役職員等に係る綱紀違反行為の疑いを把握した場合、予備審に対し、その内容を通報しなければならない。

第3章 綱紀審査及び処分の手続等

(綱紀処分の申立)

第9条

- 1 全剣連の団体会員は、会長に対し、当該団体会員の構成員たる個人会員、他の団体会員又は全剣連の役職員等の綱紀処分を求める申立をすることができる。団体会員の構成員たる個人会員が、綱紀違反行為を行った後、当該団体会員から退会した場合も同様とする。
- 2 全剣連の個人会員又は団体会員以外の団体等（以下「個人会員等」という。）は、会長に対し、当該個人会員等が所属し若しくは所属していた団体会員（以下「所属団体」という。）、他の個人会員又は全剣連の役職員等の綱紀処分を求める申立をすることができる。
- 3 前2項の申立は、会長に対し、次の事項を記載した綱紀処分申立書及び当該申立を裏付ける関係書類等の資料を提出してこれをしなければならない。
 - ① 対象者を特定するに足りる事項
 - ② 対象者がした行為の具体的内容
 - ③ 前号の行為が該当する個人違反行為、団体違反行為又は役職員等違反行為を規定する全剣連規則の条項等

(諮問及びその手続)

第10条

- 1 会長は、前条第1項に規定する団体会員からの申立を受けた場合は、綱紀委員会に対し、諮問をしなければならない（以下「一般諮問」という。）。
- 2 前条第1項の申立がない場合であっても、予備審又は外部調査委員会から諮問を必要とするとの意見具申があったときは、会長は、綱紀委員会に対し、諮問をしなければならない（以下「特別諮問」という。）。

(予備審査等)

第11条

- 1 予備審は、全剣連の個人会員等から第9条第2項による綱紀処分の申立がなされた場合のほか、綱紀違反行為が存在する疑いについて確度の高い情報等を入手した場合において（第8条第4項により、役職員等の綱紀違反行為の疑いについて通報を受けた場合も含む。）、当該事案に関する調査等の予備審査を行う。予備審査においては、所属団体その他当該事案に関係する団体又は個人に対し、情報・資料の提供を求めることができる。予備審査が終了した場合、予備審は、会長に対し、綱紀違反行為が存在する疑いの強さ、その概要及び根拠、綱紀委員会に対する特別諮問の要否等について、意見具申を行わなければならない。
- 2 外部調査委員会による事実確認等の審査手続及び会長に対する意見具申の手続については、前項の規定を準用する。
- 3 会長は、特別諮問を不要とする予備審又は外部調査委員会の意見具申に基づいて特別諮問を行わないこととした場合には、その旨及び理由を綱紀委員会に通知しなければならない。
- 4 予備審又は外部調査委員会が特別諮問を不要と意見具申した事案について、綱紀委員会は、それに疑義があると判断した場合、会長に意見具申をす

ることができる。会長は、当該意見具申に基づき、予備審の意見を聴いた上で、改めて特別諮問の要否を決定するものとする。

(仮処分)

第12条

- 1 予備審は、事実関係が明白で争いがなく、かつ緊急を要するときは、第6条第2項第1号から第8号まで又は同条第7項に関する仮処分を行うことを会長に意見具申することができる。会長は、これを相当と認めるとき、仮処分を行う。
- 2 仮処分が行われた事案について、その後の事情により、その必要性がなくなったと判断される場合には、会長は、諮問前であれば予備審の、諮問後であれば綱紀委員会の意見を聴き、第15条第1項による決定を行うまでの間、仮処分の取消しを行うことができる。
- 3 会長は、仮処分又は仮処分の取消しを行ったときは、速やかにこれを被審査者に告知する。

(諮問を要しない場合)

第13条 第9条から第11条までの場合において、被審査者の死亡その他綱紀審査を行う必要がないことが明らかな特段の事情が生じたときには、会長は諮問を行わないものとする。その場合、会長はその旨を理事会、綱紀委員会及び予備審又は外部調査委員会に通知しなければならない。

(綱紀委員会の審査手続)

第14条

- 1 綱紀委員会は、会長の諮問を受けて審査を開始する。綱紀委員会委員長は、当該諮問があったときは、綱紀委員会を招集しなければならない。綱紀委員会は委員の過半数の出席により成立する。
- 2 前項の審査は、非公開とする。ただし、綱紀委員会は、必要と認める場合には、全剣連の業務執行理事の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 綱紀委員会は、被審査者たる個人会員又は個人会員であった者、称号・段級位保有者、団体会員及び役職員等のほか、当該事案について知識等を有する団体又は個人の参考人に対し、必要な報告（綱紀委員会における陳述のほか、陳述書、資料の提出等を含む。以下同じ。）を求めることができる。また、法令の認める方法により、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の情報・資料の提供を求めることができる。
- 4 前項の報告を求められた被審査者又は参考人は、速やかに所要事項を報告しなければならない。
- 5 被審査者は、綱紀審査の手続において、必要な弁明又は主張を行うことができる。綱紀委員会は、被審査者の弁明又は主張を聴取する審査手続において、必要かつ適切と認めるときは、弁護士、保護者等の立会又は傍聴を許すことができる。この場合、立会者又は傍聴者は、綱紀委員会委員長の指示に従わなければならない。これらの者は、立会又は傍聴によって知った情報を漏洩してはならない。
- 6 綱紀委員会は、所要の審査を遂げ、その結果に基づいて、諮問に対する意見書（以下「意見書」という。）を作成しなければならない。意見書には、綱紀違反行為が認められた場合には、その具体的内容及び認定の根拠並び

にそれに対して相当と考えられる綱紀処分の内容についての意見を記載する。綱紀違反行為を認めるに足る証拠がないか、不十分である場合又は綱紀違反行為は認められるが事案軽微であるため処分の必要を認めない場合には、その旨と根拠を記載しなければならない。綱紀審査開始後に被審査者が死亡するなど綱紀処分の必要性がないことが明らかとなった場合も同様とする。意見書の作成に当たっては、第1項の規定にかかわらず、原則として委員全員の出席を必要とする。意見書の内容について委員の意見が一致しない場合には、多数決とし、その旨を意見書に記載するものとする。

7 会長が第12条に基づいて仮処分を行った事案については、綱紀委員会、綱紀審査手続において、当該仮処分の当否についても審査を行い、綱紀委員会の意見書にこれに関する判断をも記載しなければならない。

8 綱紀委員会は、意見書を作成するに先立ち、被審査者たる個人会員若しくは個人会員であった者、称号・段級位保有者、団体会員又は役職員等に対し、当該被審査者の綱紀違反行為に関する弁明等を記載した陳述書の提出を求めるなど、弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該被審査者から弁明をしない旨の申立があった場合はこの限りでない。

9 綱紀委員会は、会長に対し、意見書の提出をもって、諮問に答申するものとする。

10 綱紀委員会の審査については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。議事録は、非公開とする。

(処分の決定及び通知等)

第15条

1 会長は、意見書に基づき、処分を決定するものとする。綱紀違反行為を認定するに足る証拠資料がないか、不十分である場合又は綱紀違反行為は認められるが事案軽微若しくは被審査者の死亡などにより処分の必要を認めないときは、処分しないことを決定しなければならない。決定に当たっては、会長は、理事会の決議を事前に得なければならない。また、評議員会に報告しなければならない。

2 仮処分が行われていた事案について、前項により、綱紀処分の決定又は処分しないことの決定がなされたときは、仮処分の効力は失われる。

3 第6条第2項各号の処分(第1号から第4号のうち、級位に関する処分を除く。)、同条第7項の処分、第7条第2項各号の処分及び第8条第2項各号の処分は、いずれも会長が自ら行うものとし、これを他の者(団体会員の長を含む。)に委任することができない。

4 会長は、綱紀処分の決定をしたときは、被審査者に対し、処分等の事由の要旨を記載した綱紀処分決定書を送達し、もって綱紀処分を行う。その場合、申立人に対し、当該綱紀処分決定書の写しを送付して通知を行うものとする。被審査者が個人であり、所属団体がある場合には、会長は、所属団体の長に対しても同様の通知を行うものとする。会長は、綱紀処分をしないことを決定した場合には、被審査者及び申立人、所属団体がある場合にはその長に対し、その旨を通知しなければならない。

5 会長は、前項の綱紀処分の通知を行うに当たって、全剣連は公益財団法人スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択している旨を記載するものとする。

- 6 会長は、第6条第2項第8号の個人会員の除名処分、同条第6項若しくは第7項による登録禁止処分、第7条第2項第4号の団体会員の除名処分、第8条第2項第1号の役職員等の解任勧告処分を行った場合、第18条第4項に基づき団体会員によるその構成員たる会員の除名処分若しくは会員であった者の登録禁止処分を承認した場合又は第19条により他団体会員への登録禁止処分を行った場合には、全ての団体会員に対して当該綱紀処分又は承認の通知を行うものとする。その他の重要な案件に関する綱紀処分についても、適切かつ必要と認めるときは、全ての団体会員に対して通知を行うことができる。
- 7 会長は、前項の綱紀処分又は承認の通知を行った場合には、関係者のプライバシー等に配慮しつつ、公表の有無及び内容を決定しなければならない。個人の被審査者の氏名等の特定事項は、特にその必要がある場合には公表できるものとする。
- 8 会長は、第1項の決定をしたときは、綱紀委員会にその決定の内容を通知するものとする。予備審が意見具申をしたものについては予備審に、外部調査委員会が意見具申をしたものについては外部調査委員会に、それぞれ通知するものとする。綱紀処分の決定をしたときは、当該綱紀処分決定書の写しを送付するものとする。

(綱紀処分の効力等)

第16条

- 1 綱紀処分は、前条第4項の綱紀処分決定書が被審査者に送達された時から効力を生じる。
- 2 第6条第2項第1号又は第5号の処分が効力を生じた場合には、被審査者の称号・段級位又は会員資格は、停止期間が満了するまでの間、停止される。
- 3 第6条第2項第2号又は第6号の処分が効力を生じた場合には、被審査者の称号・段級位又は会員資格は、被審査者が自主返上を行った時又は自主返上の期限満了時から将来に向けて失われる。
- 4 第6条第2項第3号、第4号、第7号又は第8号の処分が効力を生じた場合には、被審査者の称号・段級位又は会員資格は、将来に向けて失われる。
- 5 前3項の規定は、第6条第7項の規定により称号・段級位の停止等及び会員資格の登録が禁止又は停止された場合に準用する。
- 6 被審査者の称号・段級位の停止又は喪失の効力が生じた場合、被審査者は、当該称号・段級位の保有者として、試合、審判、段級位の受審、剣道指導等をしてはならない。
- 7 第6条第9項本文の執行猶予がなされた場合において、当該執行猶予期間が満了したときは、処分は効力を失う。その場合、称号・段級位の受審資格の判定に際しては、執行が猶予された期間中も、これに含めるものとする。ただし、当該執行猶予処分が取り消された場合は、この限りでない。
- 8 第6条第9項ただし書の執行猶予取消しがなされた場合には、当該執行猶予に係る処分は将来に向けて効力を生じる。
- 9 本条の規定のうち会員資格に関するものは、第7条の団体違反行為に対する処分について準用する。

(被審査者の剣道行事等における活動制限)

第17条 全剣連又はその団体会員は、綱紀違反行為について審査の申立がなされた場合、予備審査が開始された場合、外部調査委員会の調査が開始された場合、仮処分が行なわれた場合又は綱紀委員会に諮問がなされた場合には、その主催又は共催する剣道大会その他の行事において、被審査者に対し、いかなる立場や呼称を問わず、参加することを禁止又は制限することができる。綱紀処分を受け、その効力が消滅していない者についても同様とする。綱紀違反行為が認定されず、これらの手続が終結した場合には、その禁止等は解除される。

(団体会員における綱紀処分等)

第18条

1 全剣連の団体会員は、当該団体会員が定める定款・規程等に基づき、その構成員たる会員（傘下の剣道団体を含む。）又は役職員等の綱紀違反行為について綱紀処分を行うことができる。ただし、団体会員は、その構成員たる会員に対しても、称号・段位についての綱紀処分を行うことはできない。

2 団体会員による綱紀処分については、次の各点に留意しなければならない。

① スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け及びこれを踏まえた一般スポーツ団体向け)」を参考とし、各団体会員の定款・規程等で、処分の対象となる綱紀違反行為とそれに対する処分の種類及び処分の適正な手続を定めること

② 前号の定めとその適用においては、次の点に十分に配慮すること

ア 違反行為、処分対象者、処分内容及び処分の手続が明確であること

イ 調査においては、対象者に対し、十分な弁明の機会を付与すること

ウ 違反行為の認定は、適切かつ十分な根拠資料に基づいて行うこと

エ 処分内容は、行為の態様、経緯、結果の軽重、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて適切かつ公平なものであること

③ 当該綱紀処分の効力は、次条に定める手続による場合を除き、当該団体会員内部のみに及ぶこと

④ 団体会員が除名処分又は登録禁止処分を行う場合には第4項の規定に従うこと

⑤ 当該綱紀違反行為が重大又は悪質であるため、称号・段位について処分することや他の団体会員に対しても効力を及ぼさせることが適切であると思料される場合には、全剣連に対して、第9条第1項による綱紀処分の申立を行うこと

3 団体会員は、綱紀処分を行った場合は、会長に対し、対象者、処分日時、処分内容及び処分理由等を報告しなければならない。

4 団体会員は、その構成員たる個人会員の綱紀違反行為について、事案が重大・悪質かつ明白である場合は、あらかじめ会長の承認を受けて、除名処分を行うことができる。その場合は次の手続による。会員資格を有していた者が綱紀違反行為を行った後、綱紀処分を受ける前に退会した場合における登録禁止処分も同様とする。

① 会長に対する承認申請においては、当該団体会員は、対象者とその綱紀違反行為、事案の重大・悪質性、明白性など除名又は登録禁止を必要

とする理由及び根拠資料を示さなければならない。

- ② 前号の承認申請を受理した会長は、予備審に対し、承認の可否について意見を求めるものとする。
- ③ 承認申請の内容に疑義がない場合、予備審は、速やかに承認すべきとの意見を述べ、会長はこれに基づいて承認する。予備審が、承認することに疑義があるとの意見を述べた場合には、会長は承認しないものとする。
- ④ 会長は、前号の結果を当該団体会員に通知する。
- ⑤ 会長が承認しなかった場合には、当該承認申請は、第9条第1項の団体会員による綱紀審査の申立とみなし、会長の一般諮問による綱紀審査を開始する。

(団体会員による除名処分等に加え全剣連が処分を行う場合の手続)

第19条

- 1 前条第4項に基づき団体会員による除名処分又は登録禁止処分を会長が承認した事案について、当該処分に加え、全剣連においても登録禁止若しくは停止処分又は称号・段級位に関する処分を行う場合には、次項以下の手続による。
- 2 予備審は、事案の重大・悪質性、剣道界に及ぼす影響等を踏まえ、登録禁止若しくは停止、称号・段級位の停止等又はその双方が必要かつ妥当であると判断した場合、その理由を付して会長に意見具申を行う。
- 3 会長は、前号の意見具申に示された処分の必要性及び妥当性について、綱紀委員会の意見を聴き、綱紀委員会が予備審の意見具申に賛成した場合には、その処分を行う。
- 4 会長が行う処分については、第15条の規定を準用する。
- 5 綱紀委員会が、第3項の会長の意見聴取に対し、予備審の意見具申に賛成しなかった場合には、当該意見聴取は、会長による綱紀委員会への特別諮問とみなし、綱紀審査手続を行う。

第4章 復活等決定

(復活等決定の目的)

第20条 綱紀処分によって個人会員資格や称号・段級位を失い、若しくは停止され、又は登録禁止若しくは停止処分を受けた者及び団体会員資格を失い又は停止された団体について、その後の状況に照らして反省の情が顕著に認められる場合には、会長は、次の決定（以下「復活等決定」という。）を行うことができる。

- ① 失われた会員資格や称号・段級位を復活させ若しくは停止を解除し、又は登録禁止若しくは停止を解除すること
- ② 当初の処分（停止処分を除く。）を無期又は有期の停止処分に変更すること
- ③ 停止処分の期間を短縮すること

(復活等決定の申立)

第21条

- 1 第7条第2項第1号ないし第4号に基づいて団体会員資格を失い又は停

止された団体は、会長に対し、復活等決定の申立をすることができる。

- 2 第9条第1項による団体会員の申立に基づき、個人会員又は個人会員であった者に対して綱紀処分がなされた場合において、当該団体会員は、会長に対し、復活等決定の申立をすることができる。ただし、第6条第2項第2号及び第6号の処分に対して復活等決定を求める場合、又は当該団体会員による復活等決定の申立が不可能若しくは著しく困難な事情があると認められるときは、当該個人会員又は個人会員であった者も、その申立をすることができるものとする。
- 3 団体会員の申立によらないで綱紀処分を受けた被審査者は、会長に対し、復活等決定の申立をすることができる。
- 4 前3項の申立は、会長に対し、次の事項を記載した復活等決定申立書及び当該申立を裏付ける関係書類等の資料を提出してこれを行わなければならない。
 - ① 被審査者が受けた綱紀処分の内容
 - ② 被審査者が求める復活等決定の内容（前条第1号ないし第3号の別）
 - ③ 綱紀処分後、現在に至るまでの経過及び復活等決定を申し立てる理由
 - ④ 綱紀処分が所属団体の申立によってなされた事案において、被審査者が第2項ただし書後段により自ら復活等決定を申し立てる場合には、当該所属団体による復活等決定の申立が不可能又は著しく困難である事情

（復活等決定の諮問及び審査手続等）

第22条

- 1 前条第1項又は前条第2項前段の団体会員による申立がなされた場合、会長は、復活等決定の当否について、綱紀委員会に対して一般諮問を行う。
- 2 前条第2項後段又は第3項の申立がなされた場合には、予備審による予備審査を行う。予備審は、綱紀処分の申立を行った団体会員に対し、復活等決定の当否に関する意見を聴くことができる。会長は、予備審から復活等決定を行うことが相当との意見具申がなされた場合には、綱紀委員会に対して特別諮問を行う。
- 3 綱紀委員会における復活等決定の審査手続及び会長による決定等については、第14条及び第15条の規定を準用する。
- 4 会長は、第20条第1号の決定のみを求める申立がなされた場合でも、同条第2号の決定を行うことができる。停止処分に変更する決定をする場合には、停止期間の無期と有期の別、有期の場合にはその期間を定めるものとする。

（復活等決定の効力）

第23条 第20条第1号の決定が行われた場合には、決定書が対象者に送達された時から、当該綱紀処分によって失われた会員資格又は称号・段級位は将来に向けて復活し、登録禁止又は停止は将来に向けて解除される。同条第2号の決定が行われた場合には、その決定の時から、当初の処分は停止処分に変更される。同条第3号の決定が行われた場合には、その決定の時から、停止処分の期間は短縮される。

第5章 再審査手続

(再審査手続の目的)

第24条 綱紀処分を受けた個人、団体会員又は役職員等について、当該綱紀処分(以下「原綱紀処分」という。)が誤りであったことを示す明らかな証拠が新たに発見されたときは、当該被審査者は、公益財団法人全日本剣道連盟綱紀処分再審査委員会(以下「再審査委員会」という。)に対し、以下の決定を求め、再審査の申立を行うことができる。

- ① 原綱紀処分の理由とされた綱紀違反行為の事実が認められない場合には、これを取り消すこと
- ② 綱紀違反行為の事実は認められるが、事実及び情状に照らして重きに失した場合には、より軽い処分に変更すること

(再審査委員会の設置・構成等)

第25条

- 1 再審査委員会は、副会長、理事、倫理委員会委員各1名、綱紀委員会委員3名及び外部有識者若干名の委員により構成する。
- 2 再審査委員会委員は、理事会の同意を得て会長が指名する。

(再審査の申立)

第26条 再審査の申立は、会長に対し、次の事項を記載した再審査申立書及び当該申立を裏付ける関係書類等の資料を提出してこれをしなければならない。

- ① 申立者が受けた原綱紀処分の内容
- ② 原綱紀処分が誤りであったことを示す新たな証拠について、入手した経緯・事情及びその内容
- ③ 求める再審査について、第24条第1号又は第2号の別

(再審査の諮問及び審査手続等)

第27条

- 1 再審査の申立がなされた場合には、予備審による予備審査を行う。会長は、予備審から再審査を行うことが相当との意見具申がなされた場合には、再審査委員会に対して、再審査の諮問を行う。
- 2 予備審から再審査不要との意見具申がなされ、再審査を行わないこととする場合には、会長は、理事会に報告し、その承認を得なければならない。承認が得られなかった場合には、予備審及び会長は改めて再審査の可否を判断する。
- 3 再審査の手続及び決定等については、第14条及び第15条の規定を準用する。ただし、原綱紀処分を取り消し、又は変更する決定については、委員3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 第24条第1号の決定を求める申立がなされた事案について、原綱紀処分の取消しが認められない場合でも、同条第2号の変更の理由が認められる場合には、原綱紀処分を変更することができる。

(再審査の効力等)

第28条

- 1 原綱紀処分が取り消された場合には、原綱紀処分の処分時に遡ってその効力は失われる。
- 2 原綱紀処分が変更された場合には、原綱紀処分の処分時に変更に係る処分がなされたものとみなす。

第6章 補則

(改廃等)

第29条 本規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 全剣連称号・段級位審査規則第20条及び第21条並びに同細則第18条から第20条までを削除する。
- 2 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、令和2年3月5日から施行する。
- 5 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。
- 6 この規則は、令和3年3月4日から施行する。
- 7 この規則は、令和4年6月6日から改定施行する。
- 8 この規則は、令和4年11月2日から改定施行する。
- 9 この規則は、令和6年4月1日から改定施行する。
- 10 この規則は、令和7年11月2日から改定施行する。
- 11 公益財団法人全日本剣道連盟の規程、規則等中、「公益財団法人全日本剣道連盟綱紀委員会規則」、又は「綱紀委員会規則」を「公益財団法人全日本剣道連盟綱紀違反行為及び処分等に関する規則」、又は「綱紀違反行為及び処分等に関する規則」に改める。